

議会だより

● 平成二十五年第二回定例会

● もくじ

審議された議案と結果……………P 2

一般質問……………P 5

第3回臨時会議案審議要旨……………P 9

(表紙写真 鈴川小学校運動会)

第147号

平成25年8月

発行／喜茂別町議会 編集／喜茂別町議会
議会広報編集委員会



平成25年第二回定例議会

審議された議案と結果

第二回定例会は、6月20日から21日までの2日間の会期で行われ、冒頭、町長から農作物の生育状況について、「真狩村食 péri サイクルセンター」の運営休止に伴う今後の生ごみ処理についての検討経過、町立クリニックの運営状況について、「きもべつ喜らめきの郷」の開設について、国道230号道路整備促進期成会の設立についての5件の行政報告があり、続いて菊地議員・松橋議員・日下議員・堀議員から一般質問がありました。

会期中、報告2件、条例の改正、補正予算案など議案14件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

報告第1号

損害賠償の額を定めることの専決処分に関する報告について
平成25年5月21日第3回臨時会第1号で議決した損害賠償額の不足する額を定めたものです。

報告第2号

平成24年度一般会計繰越明許費繰越計算書について
平成24年度予算で平成25年度に繰り越した次の事業の繰越明許費の報告です。
過疎集落等自立再生緊急対策事業
1千1百50万円

議案第1号

- 民間賃貸住宅建設促進事業 1千6百14万8千円
 - 農業体質基盤整備促進事業 3千1百万円
 - 道営畑地帯総合土地改良事業 1百95万円
 - 道路防災・安全交付金事業 4千20万円
 - 住宅防災・安全交付金事業 6百30万円
- (報告第1号から報告第2号) 報告済み

議案第2号

分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
児童福祉法の改正に伴い、分担金徴収条例の改正を行うものです。

議案第5号

特別職の職員で非常勤のものへの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
公職選挙法の改正に伴い、新たに外部立会人を追加し、報酬額を定めるものです。

議案第3号

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い国保税の軽減世帯に、軽減措置を恒久措置とする改正、国保と後期高齢者医療の方が同一世帯に属している場合、5年間の軽減措置を延長する特例を新たに設ける改正を行うものです。

議案第6号

北海道市町村総合事務組合規約の一部変更について
北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更について

議案第7号

議案第6号及び議案第7号は、各組合に新たな団体が加入したことにより各規約を改正するものです。
(議案第6号から議案第7号) 原案可決

議案第4号

公共施設整備基金条例の制定について
公共施設の整備を目的とし、基金を設置するため条例を制定するものです。

議案第8号

過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
町道一二三橋線の老朽化に伴う舗装工事を平成25年度に実施するため過疎地域自立促進市町村計画の変更を行うものです。

議案第9号

双葉辺地、御園辺地、比羅岡辺地総合計画の策定について
各地域の今後における、道路整備、飲料水供給施設、除雪機械整備事業を行うため、平成20年度から5カ年計画で実施してきた各地域の辺地計画に引き続き、平成25年度から5カ年の辺地計画を策定するものです。



保育所遠足

議案
第10号

平成25年度一般会計補正予算(第3回)
 公共施設整備基金積立金1億円、胆振線代替バス事業運営費補助金1億84万円、子ども・子育て支援ニーズ調査等業務委託金2百万円、町立診療所及び診療所職員住宅改修工事1千9百23万6千円、青年就農給付金事業4百50万円、喜茂別・緑町団地改修工事1千2百22万円、教育委員会事務局移転に伴う経費1百79万9千円等、(その他1億44万9千円) 1億4千3百4万4千円を増額と中学校の補助教員報酬等2百96万3千円、特別支援員賃金2百万9千円、職員給与費等2百19万6千円(その他1百4万6千円)の減額により1億3千4百83万円を増額し、予算総額は27億2千3百64万4千円となります。

原案可決



運動会(喜茂別小学校)

議案
第11号

平成25年度簡易水道事業等特別会計補正予算(第2回)
 北海道簡易水道等環境整備協議会負担金6万2千円を増額し、予算総額は、1億4千4百64万7千円となります。

原案可決

議案
第12号

職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
 国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職員の給与を減額するため条例等を定めるものです。

原案可決

議案
第13号

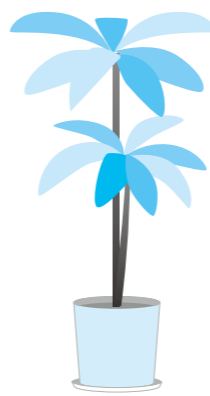
工事請負契約の締結について
 喜茂別小学校校舎屋上防水・外壁改修工事の契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

原案可決

議案
第14号

財産の取得について
 町立クリニックの医療機器の整備として、一般X線撮影装置一式、画像読取装置一式、医療画像管理システム一式を購入するため、議会の議決を求めるものです。

原案可決



定住促進事業の取組における

全体計画の必要性について



菊地 光男 議員

菊地 現在は、定住促進基本条例の中で定住促進を目的とした各種事業が展開されておりますが、今日まで取り組んできた定住促進事業に対する十分な検証がされた上での将来に向けての新たな取組とは言えず、本町の定住促進事業のあり方というものに疑問を持っている。特に、人口の定住化を図るための事業として、3月、5月と2回にわたり議会に提案された民間賃貸住宅家賃助成事業は、議案審議の中で多くの議員から厳しい指摘がされておりますが、提案のたびに内容や理由が変わるなど、場当たりのなもの、本町の定住促進に対する全体的な考えや、計画性を持った中で

の提案とはなっていない。そこで、本町の将来を考えた定住促進事業に対する全体的な計画の必要性についてどのようになっているのか。

町長 定住には、第1に働くところが必要であること、次に住むところ、更に定住者にとって都合の良い位置関係があれば、定住促進、人口増加に繋がると思っている。

しかし、働くところを増やすことは難しいと誰もが認めるところですが、本町は、あえて次世代の就業に繋がる企業誘致から始めようと、本町の将来にとって有益であろう企業に対し、誘致を行い、今日に至っている。

これにより、定住促進が現実のものとして捉えることが出来るようになり、その後は議員ご指摘のとおり、後手に回る形となり議会の皆様方に大変ご迷惑をおかけした。全体的な計画の必要性について

では、働く場を基準に考えた場合、更なる働く場を早急に見出せないのが現状であるので、これ以上の人口増加要素が無い段階では、これまでと同様、「第5次喜茂別町総合計画」の人口、定住促進を目標にし、一つひとつ課題を議論し、条例整備によって、その必要性を補って参りたいと考えている。

「計画の必要性」といった一般的な理解として、大変参考になり、私としても気の付かない重要なお指導でありますので、今後の行政運営に生かして参りたいと考えている。

菊地 定住促進に関しての企業誘致等は、非常に的であったと判断している。

平成14年に定住促進条例が制定されているが、その際には、役場全体で政策的な会議を持ち、相当長い間議論をして各種事業を決めた経過がある。

その後、残念ながら、一応、この事業の目的がなくなったという事で、事業全体が終わっている。最近また定住基本条例で事業を進めているが、本条例は、以前の事業を継承しているとは思

えない。一つの物事を図るにしても各課が知らない、全体が知らないというやり方ではなく、役場全体で十分に議論をした中で全体的な計画を作るべきだと思っ

町長 議会に提案する場合は、職員が知らなかった情報がないまま提出することにはならない。

職員が知らなかった情報があるから入ったのかわからないが、今後気を引き締めていく。企業誘致をするにしても、働く場所を見つけるにしても、そう簡単に決まるものではないし、ある意味、大きすぎる挑戦であったと思う。

その点では、先の答弁どおり、後手に回ったが、条例ありきで、或いは計画ありきで進めたことではない。今後、定住促進政策について各セクションで考えるよう指示して行く。

喜茂別保育所放課後 児童クラブについて



松橋 正樹 議員

松橋 保育所の場合、入所時間が午前7時45分からとなつているが放課後児童クラブの学校休日の入所時間は午前9時からであり、保護者の方から話を聞いて、私も何度か朝様子を見てきた。

冬にも関わらず、児童が午前8時くらいから入口で、玄関が開くのを待つ姿を見て、寒そうで辛そうに感じた。

その後、問合せをしてみたら、午前9時からの受入準備等のために時間より早めに出動している先生方の好意で、保育時間外ですが児童を中に入れ暖をとらせていると聞き安心したが、その様子を見て、朝の時間帯も保育所と統一するべきではないか

と思った。
このような実態を受け止め、改善する考えはあるのか。

教育長

放課後児童クラブの開設時間は、喜茂別町放課後児童クラブ運営事業実施要綱で、学校の長期休業期間中など、授業が行われない日は午前9時から午後6時30分までの9時間30分と定めている。

また、実施要綱の但書におきまして、「教育委員会が特に必要がある」と認めるときは、これを変更することができるものとす。と定めており、保護者の就業環境等の実態に合わせて、弾力的に運用できるしくみとなっている。

このようなことから、学校の長期休業期間中における施設の開所時刻は、午前9時となつておりますが、実際は、8時30分以降児童を受け入れる運用にしている。

放課後児童クラブでは、施設の運営等に資するため、ニーズ調査を毎年行っているが、そのニーズ調査においても、また年度当初の運営委員会の総会等においても、開所時刻を早めて

ほしいとの要望はこれまで出されていない。
しかしながら、子どもたちの健全育成のために、常に施設運営の改善と向上に努めて参りたいと考えており、質問の趣旨を十分に踏まえ、保護者の皆様のご意見、ご要望をお聞きするなど、調査検討していく。

子育て支援政策について

こいつ

松橋 ここ最近、企業等が参入し、町外から本町へと新たな人の流れが構築されようとしている。

今まで、喜茂別町内に身内がいて子どもの送迎が可能な家庭は、やりくりして保育所に預けている状況を見てきたが、子どもを持つ家庭で、身内が少なく、送迎を頼めず、また就業条件等が合わないため、働く事を断念している話を聞いている。

また、子どもがほしくてもこうした環境の下では子どもをもつけることを断念する話も聞いている。

本町でも、前回の見直し後、大きく変わった法令や防災行政体制を踏まえて、新たな防災体制を構築するため本年、地域防災計画を改定していくこととしている。

1点目については、一般災害として水害、風害、雪害、融雪災害、土砂災害等を想定し、災害に対する備え、災害が発生した場合の対応、復旧・復興について定める。

更に、特定の災害である地震災害、火山災害、事故災害などを想定する。更に原子力災害は、本町は発電所から半径30km圏外に位置し、避難計画策定地域ではないが、道防災計画との整合性を図り、緊急時環境放射線モニタリング及び必要な情報伝達等の対策、避難者の受入等に係る事項について計画する予定である。

2点目については、町の関係機関との連携強化はもとより、自主防災の活性化、住民の防災意識の高揚など住民との協働が必要であるため、計画策定時には防災委員会等を設置し、各団体の代表、地域の代表、学識経験者を含め計画内容を検討し、

今後、町外から人が集まってくる」と自ずとこのような問題にぶつかるのではないのか。
町としてニーズに合った子どもの預け入れ、受入体制も含めた子育て支援の考えがあるのか。

町長

町内に新たな就業機会が増えたことに伴い、職種によっては就労が夜間の時間帯に及ぶなどその多様な就業条件への対応が求められている。

特に、就学前又は、小学校低学年のお子さんがいるご家庭に對しては、安心して働き続けることができる「保育・子育て支援策」を整えることは重要な行政課題の一つと認識しており、企業誘致と合わせて「きもべつ笑みくな」の建設、学童保育の開始など、子育て環境の整備に取り組んできた。今後は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法案に基づき、子育て支援に係る要望や、需要量を把握するためのニーズ調査を本年度に実施し、平成26年度までに子ども・子育て支援事業計画を策定する予定としており、地域のニーズと事業量推計に基づいた支援政策を取りまとめる。

町の防災会議に諮りたいと考えている。

3点目については、日頃より危機管理意識を持った体制づくりや実践的な避難訓練と、訓練を踏まえた計画づくりの仕組みが大切であると考えている。

議員ご指摘のとおり、計画に基づく役割分野や、点検のサイクルなど、より現実的な対応が可能な計画となるよう、策定していきたい。

しかし、計画が全てではなく、自己判断、自己防衛といった自助の意識も重要であるので、町民の災害に対する心の備えを醸成する取組も合わせて、進めたいと考えている。

防災計画策定に向けての 町の考え方について



日下 博文 議員

目下 本議会は、去る4月に防災対策のあり方を調査研究するため、東日本大震災の被災地である宮城県、福島県を視察してきた。

この大震災直後、想定外という言葉が頻りに聞かれた。今回視察した石巻赤十字病院、三春町の被災前と被災時の取組・対応が、今、防災計画策定作業に入った本町にとっていかに計画策定時に、想定外のことを減らす視点で計画を策定していくことが大切かということ踏まえたい。

1点目、計画策定にあたっては、どのような災害を想定しているのか。また災害別の対応方法について検討していく考えはある

のか。

2点目、計画策定にあたっては、各地域の住民の声を聞いた上で策定することが、防災・減災について想定外の要素を減らすことにつながるかと考えるが町はどう取り組んでいくのか。

3点目、災害時の季節、住民の安否確認の方法、停電時の情報収集・情報発信の方法、高齢者世帯の避難方法、行政・消防・町内会・地区会などの住民組織の役割分担の明確化と連携など、様々な要素を踏まえたより実践的な避難訓練の実施、訓練を踏まえた計画の微調整というサイクルの仕組みづくりを合わせて行うことが、実際の災害対応に当たって重要なことであると考えるが町はどのように取り組むのか。

町長

国の防災基本計画が平成24年12月、北海道の地域防災計画が平成25年1月に相次いで改定された。



特別養護老人ホーム「きもべつ喜らめきの郷」内覧会

目下 様々な災害を考えた時に、現在ある水害を想定したハザードマップは今後改良していくのか。

災害対策基本法の改正によって、支援者名簿の作成が義務付けられるが、現在ある名簿を作り直すのか。

町長 現在あるハザードマップは、随分議論をして、分かり易く作ったつもりだが、高齢者に配慮した簡潔で分かり易いものにしなければならぬと思っている。

この計画の策定作業段階で、特に議論を深めて行きたい。

避難場所は、公の施設だけではなく民間の施設も協定を結ぶなど、より有効な避難対策を考えたい。

支援者名簿の作成は、災害対策基本法に則り、災害弱者をどのように助けるかを個人情報保護との整合性を図りながら整備していく。

その際、近所の方、地区の方々と協力体制がとれる仕組みが必要と考えている。



堀 浩和 議員

町道二条通り線交差点における安全対策について

堀

町道旧停車場線と二条通り線の交差点は、喜茂別警察官駐在所に確認をしたところ、平成22年から平成24年まで、人身事故は無いものの、車両物損事故は毎年1件起き、平成25年は、すでに2件の車両物損事故が発生しているとの事である。町道二条通り線は制限速度40km/hとなっているが、それを上回るスピードで走り抜ける車も見受けられる。

過去には角地の住宅に衝突する事故も発生している。

町として、「飛び出し注意」の看板は設置しているが、果たしてそれだけでよろしいものなのか。

多くの町民や子供たちが歩く

道路であり、事故に巻き込まれる前に、何らかの対策を打つことはできないのか。

町長 交差点の現況について、町としても議員ご指摘のとおり認識を持っている。この町道2路線は、生活道路であるため通行止め及び一方通行は考えていない。

当面は、警察と協議をするが、例えば「通学路スピードダウン」「事故多発」等の看板を設置し、できるだけ早期に対応していきたい。

また、冬期間の事故が多いので、その除雪対策も検討する。

更に、地域住民の皆様には、事故に合わない、起こさない、特に通学時間帯等のスピードダウン・安全運転について、意識を強くしていただけるよう、啓発の強化を進める。

各関係機関と連携をし、事故防止に努めたい。



「無事故の日」の交通安全啓発活動（交通安全母の会）

堀

横断歩道を設ける考えはあるのか。

町長 危険を察知させるという意味では効果があるのかもしれないので関係機関と協議していく。

第3回

臨時会議案審議要旨（5月21日開催）

議案第3号

喜茂別町定住促進基本条例の一部を改正する条例

3月開催の第1回定例会で否決した賃貸住宅家賃助成条例は、目的、資格要件、助成額などの内容を改め、5月開催の第3回臨時会において定住促進基本条例の一部を改正する形で可決されました。

なお、賃貸住宅家賃助成条例の質疑及び討論の内容については、前号の議会だより（146号）を参照して下さい。



陸上競技大会（喜茂別中学校）

質疑

◆館内議員

3ヶ月以内に町内から出て行く場合は、そのときのペナルティーはあるのか。

◆伊藤企画室長

入居基準が3ヶ月以上の方に對して助成をすることになっているが、それに基づく違反等があった場合は助成金の返還を求める。

◆近藤議員

本件は、3月定例会において全会一致で否決された案件である。

これに関連し、翌日入居契約が危ぶまれるなど建築主が大変心配した状況になったことが同僚議員から指摘もあった。

これら一連のことに関して、どのように考えているか。

◆菅原町長

否決されたことは残念であり反省している。

早い段階で相談すべきであったと思っている。

何とか本町の住民になってくれる方が一人でも多くいていただき、過疎化に歯止めをかけ、新たな政策の中で町が発展していく流れをつくりたかった。

この基本的な考え方に迷いはないので、この条例を提案した。賃貸業者の方には、きちっと話をしてご理解をいただいたつもりである。

◆近藤議員

社会福祉法人や他の団体などから、定例会前に、こういう制度を作ってくれという要請があったのかどうか。

また、この制度を全会一致の否決にも関わらず、再度提出することに熱心さを感じるので、団体に対し、事前に制度創設を表明していなかったかどうか、こ

の2点について伺う。

◆菅原町長

要請があったわけではない。ただ、状況を勘案すると臨時職員等は大変住居について困窮していることもある。

例えば、近隣の町村に流れていくということになると、住宅を建てたのに誰も入る人がいない事にならないよう手を打たなければならぬと思っていた。

否決されたが努力した話は当然した。

これに對して、団体の方からも要請はあったが、あくまでも要請を受けたことであり、議会にも色々ご相談を申し上げなければならぬという返事はした。



◆ 近藤議員

民間賃貸住宅建設促進事業の補助金の、支出の確定した額と今後支出が予想される合算額を示してほしい。

◆ 伊藤企画室長

平成24年度中に3件の申請があり、まだ建設中のもあるが、6棟予定している。助成金額は5千7百6万6千円を予定している。

◆ 近藤議員

福祉施設関連において、建設費補助3億2千万円、中学校跡地の町有地無償貸付、関連する民間賃貸住宅建設促進事業補助金5千7百万円が支出される。福祉人材育成事業補助金は、毎年、約3百万円など多額の町費投入を行ってきたが、一連の部門における財政上の限界を感じていないのか。

◆ 菅原町長

これらの事業は、過疎債の対象になるので、今後、地方交付税で7割程度入ってくる。そういうことも、皆様方に既にご説

明しているで、この点からも人口が増えていくとか、或いは今回の住宅が出来て少し経済が回っていくとか、こういうことに繋がる点では、私はそれなりの成果は上げたと思っている。

◆ 近藤議員

今回の改正案では、公営住宅入居者は助成対象から除かれているが、不満を持つ町民もいる。町民の不満をどう解消しようと考えているのか。

◆ 菅原町長

公営住宅は、低所得者対策として国の制度を使った支援策である。建てる段階で国の補助として5割近い補助も出している。そのため、低家賃で設定している。民間賃貸住宅に入居している方が得だと思っていない。

◆ 近藤議員

助成金額を2万円に上げた理由と2万円という積算の根拠を示してほしい。

◆ 松田議員

そもそも賃貸住宅の入居者に対する補助制度を創設することが、なぜ、定住促進に繋がるのか説明してほしい。

◆ 菅原町長

本町の姿勢を見せることにより定住を判断する上で呼び水にしたい。

◆ 松田議員

3月の定例会において全会一致で否決されている客観的な事実があり、表紙を変えて提案されてもそうですかとはいえない。この理解も持つてもらいたい。

◆ 菅原町長

前回の議会で反対された理由を改善して提出している。再度提出する価値はあると思っ

◆ 伊藤企画室長

2万円の根拠は、公営住宅法に定められている家賃算定方法によると、1LDK延床面積35㎡の家賃が平均1万9千2百円に算定されており、2万円とした。

◆ 菊地議員

本条例は昨年の3月定例会で定住促進を図る目的で可決されたが、本来、定住促進のための事業内容については、将来における町の人口増や活性化の効果等を見据えた上で、財政面等を考慮し、提案すべきと思っ

◆ 菅原町長

3月の定例会では、条例の出し方について反省しなければならぬと思っ

◆ 松田議員

この案件は、前回の3月定例会の時に、全員が反対した。今回、全会一致で賛成ということ

◆ 近藤議員

この案件は、民間賃貸住宅家賃に限定した制度であり、町民からの不満も直接耳にしている。改正案は、定住を促進するものではない。本来、雇用主が行うべき住宅手当と判断せざるを得ない。

◆ 菅原町長

また、建設費の補助と家賃の助成について町費の2重助成となることは依然として解消されていない。

見方を変えて提出した。

◆ 菊地議員

町長は、今年の3月議会で、福祉関係者に限った助成としたのは、町の財政的なものを踏まえたもので、住宅手当がない全員に対しての補助ということ

◆ 菅原町長

今回の助成は、過疎対策事業のソフト事業として検討している。今後も財政の裏付けについて努力していく。

◆ 菊地議員

先日、商工会の設立50周年記念祝賀会に出席したが寂しいものがあ

◆ 菅原町長

人口が毎年20名から25名位自然減している現状にある。この現状を打破するための企業誘致であり、それを固定化する

◆ 松橋議員

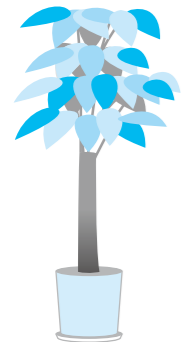
私は賛成です。元々3月の時には反対した一人ですが、条件等が不公平を感じたものであり、それで反対しただけである。

◆ 日下議員

前回の条例は、福祉に限定したもので住民の機会均等という立場からは、全く狭すぎて、それに公費を使う事について疑問を持っ

◆ 菅原町長

この定住促進基本条例全体を見ても企業誘致の関係、農業助成の関係など多方面の目的がある条例であり、これまで住む人の視点に立った条例が無かったと前から危惧をしていた。



◆ 伊藤企画室長

補正することになると思っ

反対討論

賛成討論

主な条例内容の比較

助成額	資格要件	施策	目的	
家賃月額5万円未満は助成金額1万円 家賃月額5万円以上は助成金額1万5千円	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅の家賃を滞納していない方 ・町税等の滞納がない方 ・家賃額が3万円を超え8万円以下の家賃を支払っている方 ・町内に住宅を有していない方 ・当該法人から住宅手当等の支給がされていない方 ・同居人に当該住宅にかかる住宅手当等の支給がされていない方 	賃貸住宅の家賃の一部を助成	福祉の人材確保 福祉のまちづくりの推進	賃貸住宅家賃助成条例（否決）
家賃月額から2万を控除した2分の1を助成（助成額の上限は2万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら当該民間住宅の家賃を支払っている方 ・世帯全員に町税等の滞納がないこと ・民間賃貸住宅の入居期間が3月を超える方 ・年齢が65歳未満の方 ・住宅手当及びこれに類する家賃に対する助成を受けていない方 <p>（世帯全員の前年課税対象額の合算額において制限がある。）</p>	賃貸住宅の家賃の一部を助成	定住人口の増加	定住促進基本条例の一部改正（可決）

編集後記

この議会だよりが発行される頃には、参議院議員選挙が終了し、国政も大きく変わっているのか、大変気になるところですが、喜茂別も4月に「喜茂別町立クリニック」開院に続き、6月には「きもべつ喜らめきの郷」が開設されました。

そしてこの8月、3月に設立された観光協会が業務委託を受けた、「喜茂別最大のイベント」「きもべつ夏祭り」が開催されます。医療に福祉・観光と、町を取り巻く環境が変わり始めています。

急がずに、あせらずに、ゆっくりと着実に町に馴染んでくれたらなと願っております。

年々夏の暑さが増しているような気がします。

熱中症等には十分に気をつけてお過ごしください。

広報編集委員長 堀 浩和